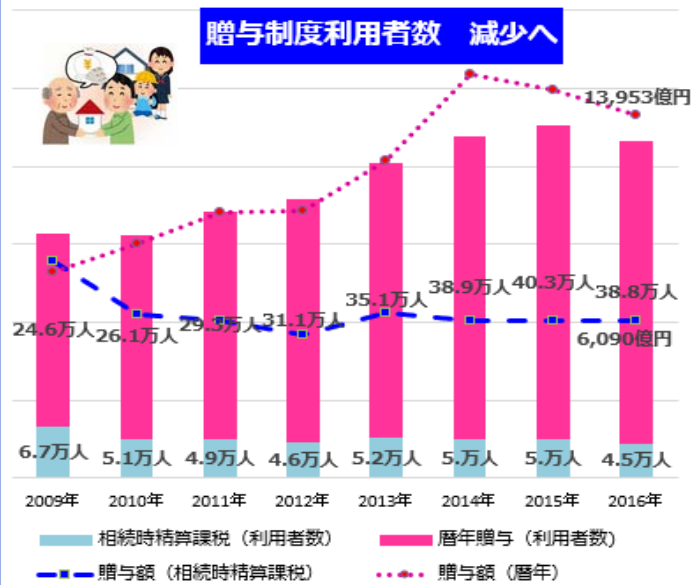


今年も贈与シーズンが到来！

●贈与申告者数は2万人減少

2016年中に暦年贈与を使って贈与税申告した人は38.8万人で、前年より1.5万人減少しました。相続時精算課税制度の申告書提出者数も減少し、贈与全体で2万人も申告書提出者数が減っています。

暦年贈与での贈与財産は1兆3,953億円で、ピーク時(2014年)比で10%(1,561億円)の減少でした。



●制度メリットをうまく活用しよう！

★暦年贈与

110万円以内にこだわらなければ、まとまった財産減らしができます。

子・孫6人に200万円ずつ贈与すれば(一人当たり贈与税負担は9万円)、1度で1,200万円、年末年始の2回で2,400万円の財産減らしが実現！成人なら軽減税率が使えるからさらに有利！

★住宅取得資金の贈与

ちょうど住宅取得時期の子や孫がいれば、使いやすい大型贈与制度です(消費税率10%では最高3,000万円に贈与枠が広がる予定)。

ただし、ご自宅をお持ちの方には注意点も。将来子が親の自宅を相続するときには、自宅を持っていると小規模宅地の評価減(土地評価の8割減)の特例が使えません。

★相続時精算課税制度

将来相続税の課税対象となりますが、子や孫に2,500万円まで贈与税負担なしで贈与できます。

●早く名義を変えておきたい自社株、●値上りが見込める資産の贈与等に余地あります。ただし一度選択すると、暦年贈与が使えなくなる点には要注意。

2016年はこの制度で土地(36%)、有価証券(28%)、現金(27%)が贈与されています。

●財産減らしメリット大 “教育資金贈与”

教育資金贈与信託制度は残り6カ月で終了予定。(2019年3月末まで)制度発足後18万6,821人のために1兆3,043億円が信託されました。一人当たり平均約700万円が贈与された計算です。

教育資金贈与信託の利用状況

信託時期 (贈与の時期)	贈与を受けた人数	贈与金額 (億円)	1人当たり平均贈与額 (万円)
2013年9月まで	40,162	2,607	649
2014年9月まで	48,939	3,441	703
2015年9月まで	52,554	3,591	683
2016年9月まで	28,386	1,996	703
2017年9月まで	16,780	1,408	839
2018年3月まで	7,515	692	921
合計	186,821	13,043	698

相続前3年以内の贈与は相続税の対象となるため、贈与と同時に財産減らしができる制度は他にありません。大型贈与を目指すなら、あと半年がラストチャンスです。

制度利用時の注意点！

★すでにこの特例贈与を受けていないか！

孫が別の祖父母から贈与を受けていれば特例は使えません！

★30歳までに使い切れる金額に！

使いきれなければ、30歳で贈与税の対象に！暦年贈与を併用できるので、様子をみながら暦年贈与で贈与すれば、贈与リスクは回避できます。

★自分のための資金は絶対確保！

贈与破産なんてことにならぬよう、ご自身の生活設計を最優先に！

●贈与税が課税されないやりかたも

扶養義務者は子や孫の生活費や教育費を援助しても贈与税の対象にはなりません。

- 授業料や入学金を代わりに送金する
- ピアノのレッスン料を口座振替で負担する
- 子供の結婚で家具、寝具、家電製品などを買う
- 子供の結婚式や披露宴の費用を負担する
- 子の出産、入院費、ベビー用品代を負担する

これらはいずれも贈与税の対象とはなりません。ただし、生活費や教育費に充てるよう現金を渡したあと、余って預金や株式投資などに回ったりすれば“贈与”となります。贈与する側は直接費用負担し、余らない贈与をするのが重要なポイントです。

贈与は本人の意思表示が必要！頭も身体も健康でないと贈与はできません！

贈与は、“お元気うちに！”をお忘れなく！